静岡県教育委員会義務教育課

居心地よい環境チェックリスト【学校活用版】

このチェックリストは、**不登校当事者である児童生徒が伸び伸びと成長できる環境を整えること**を目指しています。

チェックリスト【保護者活用版】をＷｅｂページに掲載しております。できあがったチェックリスト【保護者活用版】をもとに、保護者から相談があった場合、丁寧な対応をお願いします。その際、この【学校活用版】を参照してください。保護者からの相談がなくても、【保護者活用版】を積極的に活用願います。

本チェックリストが、「子どもの幸せ」を共通目標とした前向きな対話の一助になれば幸いです。

〈 チェックリスト作成において、事前に保護者と確認すること 〉
・お子さんの意思を確認しながら作成する。
・もし、お子さんが学校に関する話題を出すことも辛そうな状態の場合は、無理をせず、保護者のみで作成する。
・チェックするという行為自体がお子さんの負担にならないよう十分留意する。

参考として「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」（2017 年２月施行）の関連条文を抜粋掲載します。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(抜粋)

（基本理念）

第三条　教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行なわなければならない。

一　全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二　不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三　不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四　義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五　国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）

第十三条　国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。（下線加筆）

本チェックリストは、あくまでも「その時（時点）の状況」を示すものです。子どもの気持ちや状況の変化に応じて、修正していく可能性があると理解していることを保護者と共有してください。

また、【学校活用版】には、保護者アンケートを参考にした不登校児童生徒の保護者の一部の声を【保護者の声】として掲載しました。保護者の複雑な心情等を理解する一助として御参照ください。

※下の項目１～８は、【保護者活用版】と同様ですが、項目９は、【学校活用版】のみに掲載しております。児童生徒の状況や学校の実情に応じ、相談を進めてください。

１．出欠連絡の方法について

【保護者の声】
・毎朝の電話連絡をメールに変えてもらったら、本人が学校へ行かないという罪悪感を感じにくくなった。
・欠席理由を毎回聞かれて答えるのが大変だった。変わらない子どもの様子を毎回説明するのが苦だった。登校する時だけ連絡するように変えてもらうことで、精神的に楽になった。
・出欠連絡はとにかく辛かった。朝から落ち込む日々だった。娘は学校に行ける状態ではなく、受け入れているつもりだったが、連絡の度に辛くなる自分がいて、娘を受け入れていないないのではと自分が嫌になった。これでは、自分自身がもたないと思い、出席時の連絡に変えてもらったら、ずいぶん気持ちが楽になった。

【居心地よい環境づくりのために】
「出欠連絡について多くの保護者が困っている」というデータがあります。出欠連絡について保護者と合意形成を図ることで、保護者の負担感が軽減し、結果的に児童生徒が伸び伸びと成長できる環境の醸成が期待されます。

（連絡方法：　アプリ　・　電話　・　メール　・　その他　　）

□　登校する日に連絡　□　欠席する場合に連絡　□　毎日連絡

□　その他（　　）

２．登校刺激（登校を促す学校からの行動）や家庭訪問について

【保護者の声】
・担任の先生から節目ごとに「夏休み明けから登校再開を目指しましょう」や「新年度から学校復帰を目標としましょう」と、登校刺激について提案された。保護者としては、登校することがゴールではないと思っているので、「今のところ、そういうことは考えていませんが、まだ先のことはわからないので、その時になって子どもの気持ちを第一に決めたいです。」と伝え、子どもの考えを尊重することについて確認することができた。
・「学校の中に入ればそれでよい」「来ればそれで解決」と先生たちが思っていることが、教育機会確保法の理解に至っていないと感じ、勉強不足だなと感じた。
・本人が「帰りたい」と言ったら家に帰してくださいとお願いしていたのに、担任の先生以外にそのことが伝わっておらす、約束した対応をしてもらえないことがあった。

【居心地よい環境づくりのために】
令和元年 10 月 25 日文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的な自立を目指す必要があるとされています。

□　子どもの状況を鑑み、控えていただきたいです。

□　本人が希望するものだけ行ってください。

（希望内容：　　）

□　学校として必要と考えるものは、事前に保護者へ相談してください。

3．学校として最低限必要な「子どもの現認確認（安否確認）」について
次の方に行っていただきたいです。

【保護者の声】
・教育委員会と児童相談所に相談し、間に入ってもらうことで、当時関係が悪かった担任による安否確認ではなく、学年主任によるものに変更されたため、安心した。
・とにかく放置だった。ひどい場合は２か月ほど連絡がなく、「不登校＝いらない存在」なんだなと感じた。

【居心地よい環境づくりのために】
毎日の出欠連絡を負担と感じる一方で、何かしらのアプローチが学校からない日が続くことを「見捨てられた」と感じる保護者の複雑でありながら我が子を心配する親として当たり前の心情を理解する必要があります。
欠席理由として、DV、性暴力、ネグレクトなどの虐待等が想定される場合、学校として必要な安否確認ができるよう、情報を整理・共有しておくことが必要です。

□　担任教員　／　□　担任教員以外の教員　／　□　スクールカウンセラー
□　主治医　　／　□　地域の民生児童委員
□　その他（その方の所属とお名前：　　）

4．授業プリントや手紙などの受け渡しについて

【保護者の声】
・タブレット端末を活用し学級通信等を送ってもらえたので、無理して学校に取りに行かなくても良いので負担感はなかった。
・こちらからお願いするまで、プリント配布や連絡事項を教えてもらえなかった。
・毎週プリントや手紙を渡すと言われ、学校から離れることができなくて、ゆっくり休むことが難しかった。

【居心地よい環境づくりのために】
紙媒体による受け渡しの負担感は、一人一台端末を活用することによって軽減できたというケースが多くあるようです。ただし、事務的な受け渡しに終始するのではなく、受け渡しを通じ、信頼関係の構築に努める必要があります。

(1)　受け取る頻度
□　毎日 ／ □　週１回 ／ □　月１回 ／ □　学期毎 ／ □　その他
(2)　受け取りたいもの
□　授業プリント ／ □　クラスだよりなど ／ □　テストや家庭学習 ／ □　その他
(3)　受取方法
□　家庭が学校に伺う ／ □　家庭に届けていただく（投函・対面）／ □　その他

５．登校の際に配慮していただきたいこと

子どもが安心できる、あるいは落ち着かない環境は、次のとおりです。登校した際には、これらを踏まえて御対応いただけると幸いです。

＊安心できる環境には「○」、落ち着かない環境には「ー」を記入しています。

	同年齢との交流		異年齢との交流
	一人で内省する時間		体を動かすこと
	深く考えること		なにかを作ること
	競い合う環境		協力し合う環境
	独立的な環境		協調する環境
	威圧的な環境		穏やかな環境
	賑やかな環境		静かな環境
	その他		

また、次のような状態に強いストレスを感じます。

可能な範囲での合理的配慮について、御検討していただけるとありがたいです。

●特にストレスを感じる環境

６．給食（給食費）について

【保護者の声】

・学校の先生は毎年人事異動がある。子どもとの関わりが深い、担任・通級の先生・事務の方等と、年度終わりと年度初めにお願いをする場面を設けた。
・給食は止められますか？と担任に確認したところ、時間がかかるので…と流されてしまった。さらに数ヶ月後、こちらから給食変更の用紙を市のＷｅｂページからダウンロードし、必要な項目を入力し持参したところ、４日後から止められます、と。最初から正確な情報を教えて欲しかった。

【居心地よい環境づくりのために】

学校が所在する市町で定める学教給食条例及び規則等に則って対応する必要があります。給食費の支払いを止めれば、学校に戻らないことを親として認めるような感覚に苛まれる保護者の心情を理解し、丁寧に説明したうえ対応する必要があります。

□　毎月定額を支払う ／ □　日割り計算で支払う ／ □　支払いを止める

□　その他

※（お住まいの市町村名)で定める条例及び規則に沿って、御相談させていただけたらと考えております。

7．教材（教材費）について

【保護者の声】
・教材費なし、を毎回お願いしていたが、学年が変わるタイミングで担任も変わるため、引継ぎがうまくいかずに、教材費を注文されてしまった。一括で購入しているため返金ができないと説明され、こちらの落ち度ではないのに必要のないものを注文され、代金を払うのがとても嫌だった。
・連絡帳やメモなどで書面にして、年度初めにお願いした。特に事務室の方に丁寧に説明しておくと、お金関係の手続きはスムーズであることが分かった。

□　全て購入する ／ □　必要な教材のみ購入する
□　購入せず、必要に応じて家庭で調達する ／ □　その他

8．必要としている情報又は提供したい情報について

【保護者の声】
　不登校になり始めたとき、フリースクールなどの紹介をしてもらいたいと依頼したが、把握していないので自分で探すように言われ、学校に通えない子は管轄外と言われた気持ちになった。今もどこからの支援もない状態です。

【居心地よい環境づくりのために】
　学校以外の場の学びを求める児童生徒及びその保護者の求めに対し、適切な情報を速やかに提供することは、切れ目のない学びの場の保障につながります。市町教育委員会が所管する教育支援センター、当該市町及びその近隣市町で運営しているフリースクール等の情報を整理・共有しておくことが必要です。

□　地域又はオンラインのフリースクール情報　　欲しい ／ 家庭から提供可能
□　地域又はオンラインの不登校の親の会情報　　欲しい ／ 家庭から提供可能
□　その他 学校外の学びの場情報　　欲しい ／ 家庭から提供可能
□　不登校・登校をしぶる子の保護者と繋がりたい
□　その他（　　）

★これ以降の項目については、地域や学校に応じて状況が異なっていたり、最終的に校長の判断に委ねる要検討事項であったりするため、【保護者活用版】に記載しておりません。
しかし、不登校児童生徒及び保護者の多くが不安を感じやすい項目を挙げていますので、これらのことについて話題にあげ、合意形成を図るとよいでしょう。

9．その他

（1）出席認定や通知表について

【保護者の声】
教育機会確保法の理解が浅く、先生方は出席認定のことをよく知らなかったようだ。どんな内容なら出席扱いになるかをまとめて書類にし、学校側に提出した。

【居心地よい環境づくりのために】
出席認定については、令和元年 10 月 25 日文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の（別記１）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱について及び（別記２）不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の扱いについてを参照し、出席扱いの要件を確認する必要があります。
（以下、通知一部抜粋）
〈出席扱いの要件〉
当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価されるとともに、下記の要件を満たす必要がある。
（1）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
（2）当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、それらの施設での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり、適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてもよい。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、「民間施設についてのガイドライン」を参考にして、校長が設置者である市町村教育委員会と十分連携をとって判断する。
（3）当該施設に通所及び入所して相談・指導を受ける場合を前提とする。
（4）学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きい。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められる。
〈指導要録上の取扱い〉
校長が適切と認める場合は「出席扱い」とし、指導要録の「出席日数」に加えることができる。ただし、備考欄に、「出席日数」の内数として出席扱いにした日数及び通った学校外の施設名を記入する。

（例）

□　（通っている場合）フリースクールの利用日を出席認定する
□　（利用している場合）ICT 教材による自宅学習を出席認定する
□　フリースクールや自宅での学習を通知表に反映する
□　上記のいずれも望んでいない
□　その他（　　）

（2）PTA 活動について

【保護者の声】
・PTA の選考免除について、わざわざ手紙を書き学校に直接持って行かなければならなかった。また、その手紙についても、不登校の原因などわりと詳しく書かないといけないので、心情的に抵抗があった。
・世間体を気にすることや学校に気を遣うのを一切やめて「参加できません」「つらいです」「できません」とはっきり学校に伝えるようにしたら、学校側にもこちらが困っていることが伝わり、先生方の対応が変わった。

（例）

□ PTA に加入し、活動にも参加する
□ PTA に加入はするが、役員などの活動には参加しない
□ PTA に加入しない ／ 退会したい
□ その他（ ）

(3) 様々な場面における保護者の声

各種行事について
・宿泊行事に参加したいという娘に「それなら体調と整えて毎日登校し、宿泊行事の係活動をやっていこうね。」と担任に言われた。「毎日登校した末に具合が悪くなり参加できないこともあり得るので、何か当日だけでもできる係を考えていただけいませんか？」と提案することで、娘に負担をかけすぎないようにする取組を考えていくことができた。
・卒業式の参加について、早い時期から、要望を伝えてきたので、学校側も家庭の要望を受け入れる準備ができていたと感じた。

進級について
・年度末に、両親と特別支援コーディネーターとスクールカウンセラーで、新年度に向けての面談を申し出た。学校として可能な限り応えてくれたと感じた。

子どもの特性について
・わが子の特性を理解してもらうために、発達性読み書き障害の説明書を作り、教職員に配布してもらったら、ふりがな付きのテストを作成してくれるようになった。
・主治医に手紙を書いてもらったり、発達検査の結果に説明を付け足したり、具体的なエピソードを伝えたりして、説明が伝わりやすくなるようにした。家庭方針を年度初めに必ず伝えるようにし、まめに意思を伝えるようにした。

スクールカウンセラーについて
・学校に行くのが無理だったので、スクールカウンセラーと話せる場の設定は難しいと思っていたが、担任の先生に相談したところ、スクールカウンセラーが家に来てくれることになって、信頼関係を築いていくきっかけになった。

出典：特定非営利活動法人多様な学びプロジェクト**「学校とのやりとりに関する困りごとアンケート報告事例集（速報版）」**